平成２５年（フ）第８０４２号
東京都世田谷区祖師谷６丁目25―12
債務者　橋本　三郎
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５５号
横浜市戸塚区上倉田町1996番地４　ベルメゾン102号
債務者　村橋　亜衣（申立時の姓奥山）
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１８８号
神奈川県大和市福田６丁目11番地２　アートハウス桜ケ丘203号
債務者　富田　　寛
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３０９号
横浜市都筑区北山田５丁目５番10号　５
債務者　兼田里江子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７号
滋賀県蒲生郡日野町大字山本788番地27　メゾン華２号館205号、前住所滋賀県草津市青地町1655番地２
債務者　竹村　卓也
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月７日午後２時30分
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第６９２０号
東京都練馬区豊玉上２丁目19―２
債務者　平林　秀敏
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月26日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１３６号
東京都品川区東大井３丁目12―16―108
債務者　岩垂　敬子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月26日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１９４号
東京都江戸川区西葛西８丁目２―３―718
債務者　和知　政彦
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月26日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８００７号
東京都町田市森野６丁目377―１―106
債務者　山田　都重
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２６号
静岡県袋井市新屋４丁目２番地の３　ソシア新屋101号室、前住所静岡県袋井市国本778番地の11
債務者　白井　勝仁
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３４１号
静岡県磐田市中野１番地161
債務者　城取　馨子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
栃木県小山市城山町３丁目10番４号
債務者　貝塚　和子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第２９９１号
大阪府枚方市招提南町３丁目18番14―506号
債務者　亀屋　俊雅
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第７８号
茨城県土浦市真鍋新町18番13号
破産者　株式会社マルコ
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第８０２号
神奈川県横須賀市田浦町３丁目５番地３
破産者　湘南田浦ニュータウン株式会社
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７６０号
東京都豊島区西池袋１丁目29番５号
破産者　東宇都宮観光株式会社
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４５号
北海道浦河郡浦河町堺町東１丁目２番２号
破産者　株式会社浦河卸売市場
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部